

(本ガイドラインの目的)

本ガイドラインは、ITコーディネータ協会(以下ITC協会)の届出組織の定義及びその形態等について、以下の通り明記する。

(届出組織とは)

「届出組織(コミュニティ)」の定義

ITコーディネータ(以下ITC)が、自主的かつ組織的に活動するITCのコミュニティとして「届出組織」の登録を受理・公開し、ITC同志の情報交換、勉強会、セミナーの開催などの自己研鑽や、民間団体や公共機関との連携などITCビジネスの開拓にも資するものとする。

ITC協会は、一定の条件を満たすITCのグループが別に定める様式にて協会に届け出ることにより、ITC協会「届出組織」としてホームページ上に公開し組織の活動を支援する。

(ITC協会との関係)

全国各地域の届出組織(コミュニティ)活動は、ITC協会の支部的な扱いとしてではなく、ITCによる自由で自主的な運営に任される。

ITC協会は全国コミュニティ大会の開催など、各届出組織の代表者(広報担当者)を対象として、定期的に協会活動の方針説明や具体的な運営内容をはじめ、全国のITC活動の成功事例、各種制度の活用事例紹介などの情報提供、組織間相互の情報交流、ITC協会へ要望・意見聴取を行う。

---

---

(届出組織の形態)

組織形態は、ITCとしてのスキル向上など自己研鑽を主な目的とする「勉強会組織」とITCとしてのビジネスの開拓、市場拡大を主な目的とする「ビジネス志向組織」の2形態とする。

(勉強会組織の届出条件)

ITCとしてのスキル向上など自己研鑽を主な目的とし、相互の情報交流や勉強会開催等の活動を行う。届出条件は、以下とする。

- 組織内にITC資格保有者が3名以上在籍すること
- 代表者および広報担当者を明示し、ITC協会からメール等での連絡が可能であること
- 毎年、定期的に所定様式に含まれる情報の更新をITC協会に提出すること

(ビジネス志向の届出組織の届出条件)

ITCとしてのビジネスの開拓、市場拡大を主な目的とし、ITC相互の連携・協力や情報交流等の活動を行う。届出条件は以下とする。

- 組織を構成する主要なメンバー及び大半のメンバーがITC資格保有者であること
- ITCプロセスに沿って活動するITCビジネスを主要な事業とする組織であること。
- 顧客からの問い合わせに対して迅速かつ責任ある対応が可能な窓口(連絡先)が用意され、十分な相談対応が可能であること。
- 組織のホームページが公開されており、組織としての主要なサービスメニューや支援実績などが閲覧できること。
- 組織内にITC資格保有者が3名以上在籍すること
- 代表者および広報担当者を明示し、ITC協会からメール等での連絡が可能であること
- 毎年、定期的に所定様式に含まれる情報の更新をITC協会に提出すること

以上